工事請負契約書の印紙税 早見表

建設工事の請負契約書・工事注文請書（印紙税法の第2号文書）に貼る収入印紙の額です。
2026年11月16日に国税庁のページで確認（軽減措置の期限は令和9年3月31日のまま）。

契約書に書いた契約金額	令和9年3月31日までに作成 （軽減後の税額）	本則の税額 （軽減なし）
1万円未満	**非課税**	非課税
1万円以上 100万円以下	**200円**	200円
100万円を超え 200万円以下	**200円**	400円
200万円を超え 300万円以下	**500円**	1,000円
300万円を超え 500万円以下	**1,000円**	2,000円
500万円を超え 1,000万円以下	**5,000円**	1万円
1,000万円を超え 5,000万円以下	**1万円**	2万円
5,000万円を超え 1億円以下	**3万円**	6万円
1億円を超え 5億円以下	**6万円**	10万円
5億円を超え 10億円以下	**16万円**	20万円
10億円を超え 50億円以下	**32万円**	40万円
50億円を超えるもの	**48万円**	60万円
契約金額の記載のないもの	**200円**	200円

使うときの確認ポイント

1. **軽減は「作成した日」で決まります。**平成26年4月1日から令和9年3月31日までに作成した契約書が対象です。令和9年4月1日以後に作る契約書は、期限が延びない限り本則の税額になります。年末の税制改正のあとに、国税庁のページで期限を確かめてください。
2. **消費税を分けて書くと、税抜の金額で表を見ます。** 例:「請負金額 550万円（うち消費税額等 50万円）」→ 500万円として 1,000円。「550万円（税込）」とだけ書くと 550万円として 5,000円。免税事業者は分けて書いても税込の金額で見ます。
3. **注文請書も同じ表です。**工事注文請書は「請負に関する契約書」に当たります。
4. **1万円未満は非課税、金額を書いていない契約書は 200円です。**

出典（2026年11月16日確認）
国税庁 タックスアンサー No.7108「不動産の譲渡、建設工事の請負に関する契約書に係る印紙税の軽減措置」
https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/inshi/7108.htm
国税庁 タックスアンサー No.7102「請負に関する契約書」 https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/inshi/7102.htm
国税庁 タックスアンサー No.7124「消費税等の額が区分記載された契約書等の記載金額」
https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/inshi/7124.htm
個別の契約書に印紙が要るか・いくらかの判断は、所轄の税務署または税理士にご確認ください。

配布: リフォラク（株式会社りぶずけあ） reforaku.com/templates/　　自由に印刷・配布して構いません